

漬物コンテスト開催

農林課

地域の農産物等を用いた自慢の漬物を、ぜひご応募ください。(プロ・アマは問いません)

募集内容

漬物コンテスト
地域の農産物等を用いた漬物

応募方法

役場農林課窓口や町ホームページで配布する応募要領をご覧ください、添付された申込書を役場農林課へ提出してください。

開催日程

日程 平成25年1月16日(水)
場所 立科町交流促進センター「耕福館」

審査・表彰

当日、会場へ搬入していただいた作品について審査を行い、表彰も同日に行います。

募集期間

平成24年11月15日(木)から
平成24年12月20日(木)まで

お問い合わせ先

創作料理コンテスト企画委員会
(役場農林課内 電話 56-2311)



STOP! 児童虐待 I

子育て中の皆さんへ

子育てひとりで抱えこまないで!!

~勇気を出して話してみよう~

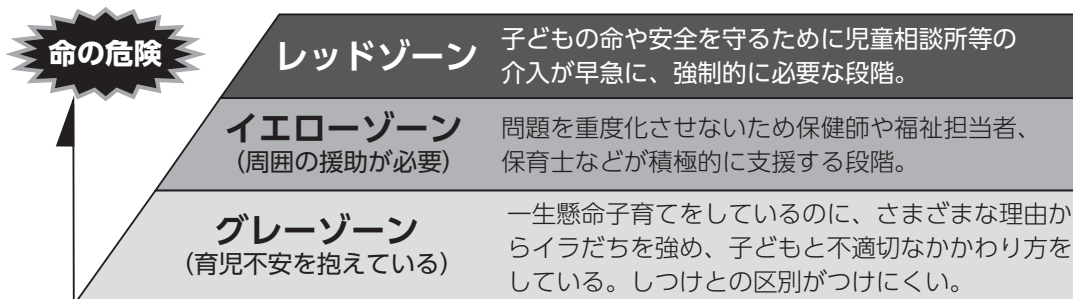
『しつけ』それとも『虐待』?

『しつけ』と『虐待』はまったく違うもので、暴力やお仕置きで子どもを従わせることは、しつけとは言えません。たとえ親がしつけと書いていても、**子どもにとって有害な行為や発言は『虐待』**になります。

- ①身体的虐待 外傷の残る、またはそのおそれのある暴行や、生命に危険のある暴行、さらに戸外に閉め込まずことなど
- ②ネグレクト 食事を与えない、身体や環境をひどく不潔なままにする、受診させない、子どもの意思に反して学校に登校させないなど
- ③心理的虐待 言葉による脅しや脅迫、無視し拒否的態度をとる、「いないほうがいい」「生まなきゃよかった」といった傷つくような言葉を繰り返す
- ④性的虐待 子どもに対し性的ないたづらや性的関係を強要する、させることなど

虐待のレベル

育児不安の段階から生命の危機を含む場合までそのレベルはさまざまですが、明確に線引きできないゾーンであることから、気がついたときには次のゾーンに進んでいることもあります。



あなたの気持ち話してみませんか?

どんな小さなことでも気になることがあるときは、児童相談所、保健師、福祉担当者、地域の人や民生児童委員など自分の気持ちを話してみましょう。

児童相談所全国共通ダイヤル (近くの児童相談所につながります)
立科町役場町民課 (保健師・福祉担当者など)

電話 0570-064-000
電話 56-2311